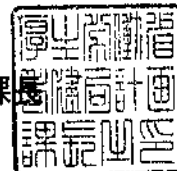




老計発第0330001号
平成17年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課



「指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について」の一部改正について

標記通知においては、外部評価の頻度及び評価機関について経過措置を設けているところであるが、これまでの認知症高齢者グループホーム事業所数の推移等を勘案し、外部評価の円滑な実施を図る観点から、別紙のとおりこれらの経過措置について延長等の措置を講ずることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、認知症高齢者グループホーム等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、「痴呆」の用語を「認知症」に改めるため、近く一括して通知改正を行う予定であるので、貴都道府県管内における用語の取扱についても、適切な配慮をお願いする。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

○ 指定痴呆対応型共同生活介護（痴呆性高齢者グループホーム）が提供するサービスの外部評価の実施について
 （平成14年7月26日老計発第0726002号厚生労働省老健局計画課長通知）新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">老計発第0726002号 平成14年7月26日 改正 老計発第0330001号 平成17年3月30日</p> <p>各都道府県介護保険主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p>指定痴呆対応型共同生活介護（<u>認知症高齢者グループホーム</u>）が提供するサービスの外部評価の実施について</p> <p>指定痴呆対応型共同生活介護（<u>認知症高齢者グループホーム</u>。以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の向上を図ることを目的として、今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正が行われ、グループホームにおいて提供されるサービスの質について、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（以下「外部評価」という。）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことが義務付けられたところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、グループホーム等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p style="text-align: right;">老計発第0726002号 平成14年7月26日</p> <p>各都道府県介護保険主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省老健局計画課長</p> <p>指定痴呆対応型共同生活介護（<u>痴呆性高齢者グループホーム</u>）が提供するサービスの外部評価の実施について</p> <p>指定痴呆対応型共同生活介護（<u>痴呆性高齢者グループホーム</u>。以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の向上を図ることを目的として、今般、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号）の一部改正が行われ、グループホームにおいて提供されるサービスの質について、各都道府県の定める基準に基づき、まず自ら評価を行った上で、各都道府県が選定した評価機関の実施するサービス評価（以下「外部評価」という。）を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行うことが義務付けられたところであるが、それらに係る具体的な事項に関し、下記のとおり定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、グループホーム等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 (略)

(1) ~ (2) (略)

2 外部評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

ただし、各都道府県における実施体制の状況に応じて、平成16年9月末までに指定を受けた事業所にあつては、平成17年9月末までの間に1回受ければ足りるものとして差し支えないこと。

3 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 評価結果の公開

ア 評価機関は、利用者によるグループホームの選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET)」を利用して、外部評価の結果を広く公開すること。

イ (略)

①~② (略)

4 評価機関に関する経過措置

(1) 都道府県において所要の体制を整えるのに要する期間を考慮し、

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1 (略)

(1) ~ (2) (略)

2 外部評価の頻度

事業者は、その事業所ごとに、原則として少なくとも年に1回は外部評価を受けるものとする。

ただし、各都道府県における実施体制の状況に応じて、平成16年度までは、同年度末までの間に1回受ければ足りるものとして差し支えないこと。

3 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 評価結果の公開

ア 評価機関は、利用者によるグループホームの選択に資するために、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET)」を利用して、外部評価の結果を広く公開すること。

イ (略)

①~② (略)

4 評価機関に関する経過措置

(1) 都道府県において所要の体制を整えるのに要する期間を考慮し、

次のいずれかに該当する都道府県は、平成17年9月末までの間は、「認知症介護研究・研修東京センター」(以下「東京センター」という。)に対して、管内のグループホームの外部評価を行うことを依頼することができるものとする。

ア～イ (略)

(2)～(4) (略)

5 (略)

(別紙1)

外部評価の評価機関の要件及び選定手続等について

1 評価機関の要件

(1) (略)

(2) (略)

① 評価調査員は、別添の標準的なカリキュラムに基づき、評価機関が自ら又は適当と認めた法人に委託して実施する研修を受講しているものであること。

ただし、関連の研修(認知症介護実践研修、介護相談員養成研修等)を既に修了した者にあつては、カリキュラムの一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱って差し支えないこと。

② (略)

次のいずれかに該当する都道府県は、平成16年度末までの間は、「高齢者痴呆介護研究・研修東京センター」(以下「東京センター」という。)に対して、管内のグループホームの外部評価を行うことを依頼することができるものとする。

ア～イ (略)

(2)～(4) (略)

5 (略)

(別紙1)

外部評価の評価機関の要件及び選定手続等について

1 評価機関の要件

(1) (略)

(2) (略)

① 評価調査員は、別添の標準的なカリキュラムに基づき、評価機関が自ら又は適当と認めた法人に委託して実施する研修を受講しているものであること。

ただし、関連の研修(痴呆介護実務者研修、介護相談員養成研修等)を既に修了した者にあつては、カリキュラムの一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱って差し支えないこと。

② (略)

③ 1つのグループホームに対し複数の評価調査員が共同で評価を実施することに留意した上で、管内のグループホーム設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべてのグループホームについて少なくとも1年に1回の外部評価を実施することが可能なだけの評価調査員の数が確保されていること。

ただし、管内において既に外部評価を実施する評価機関が選定されている場合、または複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ適切と認められる数の評価調査員を確保し、全体として管内のすべてのグループホームに対する外部評価が円滑に行われるようにすることで足りること。

また、平成17年9月末までの特例として評価の実施頻度を緩和する場合には、その間に限り、当該緩和した内容に応じた評価調査員数が確保されていれば足りること。

(3) 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、認知症高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

(4) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET)」に掲載して公表することとしていること。また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

(5) ~ (6) (略)

2 (略)

③ 1つのグループホームに対し複数の評価調査員が共同で評価を実施することに留意した上で、管内のグループホーム設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべてのグループホームについて少なくとも1年に1回の外部評価を実施することが可能なだけの評価調査員の数が確保されていること。

ただし、管内において既に外部評価を実施する評価機関が選定されている場合、または複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ適切と認められる数の評価調査員を確保し、全体として管内のすべてのグループホームに対する外部評価が円滑に行われるようにすることで足りること。

また、平成16年度までの特例として評価の実施頻度を緩和する場合には、その間に限り、当該緩和した内容に応じた評価調査員数が確保されていれば足りること。

(3) 痴呆介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、痴呆性高齢者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙2の6の(3)のただし書きによる場合のほか、1年に1回を目途として定期的開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。

(4) 評価結果について、社会福祉・医療事業団が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET)」に掲載して公表することとしていること。また、当該手続を行う担当者が配置されていること。

(5) ~ (6) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

3 (略)

(1) ~ (5) (略)

(別添) 評価調査員が履修すべき標準的なカリキュラム

(1) 認知症高齢者及び認知症介護に係る理解

- ① 認知症の人に現れる症状、障害等
- ② 認知症の一次要因と増悪要因
- ③ 認知症の人に関する理解
- ④ 認知症介護の役割

(2) ~ (3) (略)

(4) 外部評価の実習

* 認知症介護実践研修又は介護相談員養成研修を修了している者については、上記のうち(1)に係る研修を修了しているものとして取り扱うことができる。

(別紙2) (略)

(別紙3)

外部評価項目の参考例

項目番号	項目
(略) (略)	(略)

(1) ~ (3) (略)

3 (略)

(1) ~ (5) (略)

(別添) 評価調査員が履修すべき標準的なカリキュラム

(1) 痴呆性高齢者及び痴呆介護に係る理解

- ① 痴呆の人に現れる症状、障害等
- ② 痴呆の一次要因と増悪要因
- ③ 痴呆の人に関する理解
- ④ 痴呆介護の役割

(2) ~ (3) (略)

(4) 外部評価の実習

* 痴呆介護実務者研修又は介護相談員養成研修を修了している者については、上記のうち(1)に係る研修を修了しているものとして取り扱うことができる。

(別紙2) (略)

(別紙3)

外部評価項目の参考例

項目番号	項目
(略) (略)	(略)

1	1	○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、 <u>認知症高齢者グループホーム</u> （以下「グループホーム」という。）に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム（以下「ホーム」という。）の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。
(略)	(略)	(略)
45	76	○身体機能の維持 <u>認知症の人の</u> 身体面の機能低下の特徴（筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等）を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。
(略)	(略)	(略)
71	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。 <u>（認知症の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等）</u>
(略)	(略)	(略)

(別紙4)

認知症高齢者グループホームにおけるサービスの質の評価
に関する業務委託契約書（参考例）

[グループホーム事業者名を記載]（以下「甲」という。）と[外部評価を行う評価機関名を記載]（以下「乙」という。）は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第163条第6項に定める「指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われる認知症高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の外部評価（以下「外部評価」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

1	1	○理念の具体化及び運営理念の共有 管理者は、 <u>痴呆性高齢者グループホーム</u> （以下「グループホーム」という。）に関わる法令の意義を理解しており、これを自らが所属するグループホーム（以下「ホーム」という。）の運営上の方針や目標等に具体化し、介護従業者に日常的に話している。
(略)	(略)	(略)
45	76	○身体機能の維持 <u>痴呆の人の</u> 身体面の機能低下の特徴（筋力低下、平衡感覚の悪化、嚥下機能の低下等）を理解し、買い物や散歩、調理、楽しみごと等の日常生活の中で自然に維持・向上するように取り組んでいる。
(略)	(略)	(略)
71	133	○ホーム機能の地域への還元 ホームの機能を、入居者のケアに配慮しつつ地域に開放している。 <u>（痴呆の理解や関わり方についての相談対応・教室の開催、家族・ボランティア等の見学・研修の受入れ等）</u>
(略)	(略)	(略)

(別紙4)

痴呆性高齢者グループホームにおけるサービスの質の評価
に関する業務委託契約書（参考例）

[グループホーム事業者名を記載]（以下「甲」という。）と[外部評価を行う評価機関名を記載]（以下「乙」という。）は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第163条第6項に定める「指定痴呆対応型共同生活介護の質の評価」の一環として行われる痴呆性高齢者グループホーム（以下「グループホーム」という。）におけるサービスの質の外部評価（以下「外部評価」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

(以下、略)

(以下、略)